

令和7年度
喜多方市事業者省工ネ設備更新支援補助金
交付要領

喜多方市産業部商工観光課
令和7年8月

1 事業の目的

この補助事業は、原油・原材料価格の高騰に直面する市内事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備・機械等（以下、「省エネ設備」という。）への更新（買い替え）を支援することで、市内事業者のエネルギーコストの削減と持続可能な経営構造への転換を促進し、地域経済の持続的発展を図ることを目的とします。

2 補助金の交付の対象者

補助金の交付の対象者（以下、「補助対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす事業者です。

- (1) 市内に事業所、事務所及び施設等（以下、「事業所等」という。）を有すること。
- (2) 現在において継続的に事業活動を行っていること。
- (3) 省エネ設備の更新の対象となる設備を所有していること。

※ 事業者とは、法人（株式会社、合同会社、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合等、及びこれらに準ずる法人格を有する団体を含む。）及び個人事業主です。

※ 次のいずれかに該当する場合は補助対象者となりません。

- ① 市税の滞納がある場合
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する場合
- ③ 省エネ設備の更新を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない場合
- ④ その他公序良俗に反すると認められる場合

3 補助金の交付の対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、省エネ設備への更新を行うものとして、次の要件をすべて満たす事業となります。

- (1) 既存の設備等と更新後の設備等とを比較して、エネルギー消費量の減少が確認できること。

※ エネルギー消費量については、製品カタログ等の数値を参照してください。

※ カatalog等の数値を示すことが難しい場合は、設備等の購入先のメーカーや販売店等から、エネルギー消費量が減少することの証明を受けてください。証明書の様式等については、問合せ窓口へお問い合わせください。

- (2) 令和5年11月以降の連続する任意の3か月間（**基準月**）の光熱費・燃料代が、令和3年11月から令和5年10月までのいずれかの同3か月間（**比較月**）と比較し、上回っていること。また、光熱費・燃料代を補助対象者が負担していること。

※ 光熱費・燃料代とは、事業活動で生じた電気・ガス料金、灯油代、ガソリン・軽油代又は重油代等をいいます。ただし、水道料は除きます。また、自宅を事業所として兼用している場合、生活で使用する光熱費・燃料代は除きます。

【例】	基準月	比較月
令和6年6月光熱費	150,000 円	令和5年6月光熱費 100,000 円
7月光熱費	200,000 円	7月光熱費 150,000 円
8月光熱費	250,000 円	8月光熱費 200,000 円
合 計	550,000 円	合 計 450,000 円

この場合、基準月（550,000 円）と比較月（450,000 円）を比較し「**基準月 > 比較月**」となるため、補助の対象となります。

- (3) 原則として、市内業者から購入すること。合理的な理由によりやむを得ず市外業者から購入する場合は、「業者選定理由書」を提出すること。

※ 市内業者とは、市内に本店または支店若しくは営業所等を置き、見積もり、入札、契約締結及び請求などの権限を有する事業者をいいます。

- (4) 補助金の交付決定日から令和8年1月30日（金）までに、発注・納品・検収・支払・実績報告等、全ての事業の手続きが完了する事業であること。

- (5) 以下に該当しない事業であること。

- ① 更新した設備を事業の用に供することなく、第三者に賃貸させるような事業
- ② 申請時に虚偽の内容を提出した事業者による事業
- ③ その他申請要件を満たさない事業

4 補助対象設備

補助の対象となる設備は、次に掲げるものとします。

ただし、更新にあたり現在使用している設備等と比較してエネルギー消費量の減少が確認できるものとします。

- (1) 高効率照明（既存照明からLED等への更新に限る）
- (2) 空調設備（既存設備の更新に限る）
- (3) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る）
- (4) 機械設備等（既存設備の更新に限る）

※ いずれも、直接的な事業活動に使用しない設備は対象になりません。

※ 既存設備等の更新を伴わない新規購入は対象になりません。

【例】

① 高効率照明（ＬＥＤ等）



※ 蛍光管等からＬＥＤへの更新

② 空調設備



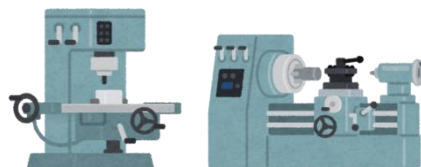
※ 事業活動に直接使用している機器

③ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫



※ 事業活動に直接使用している機器

④ 機械設備等



※ 工作機械、加工機械等の生産設備

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性および金額の妥当性を証拠書類によって明確にできる、以下の経費です。

また、対象経費は、交付決定日以降に発注を行い、令和８年１月３０日（金）までに全ての手続きを完了したものに限ります。交付決定日より前に発注、購入、契約等した設備は対象経費として認められません。

◆補助対象経費

(1) エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費

- ① 高効率照明（既存照明のＬＥＤへの更新に限る）
- ② 空調設備（既存設備の更新に限る）
- ③ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る）
- ④ 機械設備等（既存設備の更新に限る）

(2) 省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費（工事請負費等）

(3) 省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用

※ 撤去を行った場合は、処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理表（マニフェストE票）又はこれに類するものの写し等）を実績報告時に提出する必要があります。

◆補助対象外経費

以下の経費は、補助対象になりません。

- ・工場建屋、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス、受電設備（キュービクル）等）の取得費用、およびこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- ・再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・不動産の購入費、自動車等車輛の購入費、修理費、車検費用
- ・設備導入に必要性のない工事費用や撤去費用等
- ・水道設備、洗面所、トイレ等水回りの改修にかかる費用
- ・補助金事務局に提出する書類の作成費用、申請に係る費用、消費税
- ・汎用性があり、省エネ設備としての要件に該当しないもの（事務用パソコン、プリンタ、デジタル複合機など）
- ・中古設備の購入費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ 補助対象経費は、事業実施期間内に支払を行ったことを確認できるものに限り、支払は銀行振込またはクレジットカード払いの実績で確認を行いますが、振込手数料は補助対象外です。

※ 補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

6 補助対象事業の補助額等

補助額は、事業に必要な経費から寄付金、その他の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税を除く。）に次の表の補助率を乗じた額となります。

補助率	補助上限額	補助下限額
3分の2	100万円	5万円

※ 算出された額が補助上限額を超える場合は、補助上限額が交付決定額となります。

※ 算出された額が補助下限額に満たない場合は、補助の対象となりません。

※ 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※ 交付決定後に総事業費が増加したとしても、補助金は交付決定額を上限とします。

【例１】

事務所の照明のＬＥＤ化で、補助対象経費（税抜）が 100,000 円の場合

$100,000 \text{ 円} \times 2/3 \div 66,666 \text{ 円} \Rightarrow \text{補助額 } 66,000 \text{ 円（自己負担額 } 34,000 \text{ 円} + \text{消費税）}$

【例２】

事業用冷蔵庫の更新で、補助対象経費（税抜）が 300,000 円の場合

$300,000 \text{ 円} \times 2/3 = 200,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{補助額 } 200,000 \text{ 円（自己負担額 } 100,000 \text{ 円} + \text{消費税）}$

【例３】

事業所のエアコンの更新で、補助対象経費（税抜）が 600,000 円の場合

$600,000 \text{ 円} \times 2/3 = 400,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{補助額 } 400,000 \text{ 円（自己負担額 } 200,000 \text{ 円} + \text{消費税）}$

【例４】

機械設備等の更新で、補助対象経費（税抜）が 3,000,000 円の場合

$3,000,000 \text{ 円} \times 2/3 = 2,000,000 \text{ 円} \rightarrow \text{補助上限額 } 1,000,000 \text{ 円を超える}$

$\Rightarrow \text{補助額 } 1,000,000 \text{ 円（自己負担額 } 2,000,000 \text{ 円} + \text{消費税）}$

【例５】

冷蔵庫の更新で、補助対象経費（税抜）が 70,000 円の場合

$70,000 \text{ 円} \times 2/3 \div 46,666 \text{ 円} \rightarrow \text{補助下限額 } 50,000 \text{ 円に満たない}$

$\Rightarrow \text{補助対象外}$

【例６】

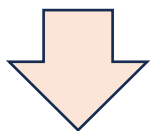
事務所兼居宅（事業割合 6:4）の照明のＬＥＤ化で、補助対象経費（税抜）が 200,000 円の場合

$200,000 \text{ 円} \times 6/10 \text{（事業割合により案分）} = 120,000 \text{ 円（事業所使用分）}$

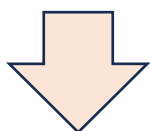
$120,000 \text{ 円} \times 2/3 = 80,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{補助額 } 80,000 \text{ 円（自己負担額 } 120,000 \text{ 円} + \text{消費税）}$

7 事業の流れ

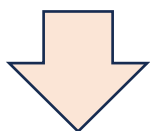
応募申請受付



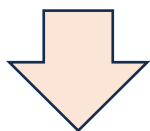
審査・交付決定



事業実施



実績報告・支払請求



補助金支払い

【応募受付期間】

令和7年9月1日（月）9時
～令和7年11月28日（金）17時
（1事業者1申請まで）

※申請額が予算額に達成した時点で申請受付を締め切る場合があります。

事務局にて申請内容、提出書類等の審査、精査を行います。審査で問題がない事業者を随時交付決定とし通知します。

※不足資料があれば提出があるまで交付決定となりません。

※審査の過程で、補助金の減額または不交付となる場合があります。

設備の発注、更新を行ってください。

※交付決定前に事業に着手した場合、補助対象外となります。

事業が完了した後、必ず事業実施期間中に実績報告を提出してください。

【事業実施期間】

交付決定日～令和8年1月30日（金）

補助金額が確定した後、指定口座への振込みにより補助金を支払います。

8 応募申請の手続き

(1) 公募期間

- ・要 領 公 開 令和7年 8月 1日（金）
- ・応募申請受付期間 令和7年 9月 1日（月） 9時から
令和7年11月28日（金）17時まで

※ 期間内であっても、応募申請額が予算に達した時点で申請を締め切ります。

(2) 応募申請方法

応募申請は、市の産業部商工観光課窓口（喜多方市役所本庁舎2階）でのみ受け付けますので、必要書類をすべてそろえた上でご持参ください。

※ 郵送や各総合支所経由による申請は受け付けませんのでご注意ください。

(3) 提出書類

◆見積書

入手しようとする設備等の価格の妥当性を証明する見積書を提出してください。

※ 原則として、市内業者から取得してください。市内業者では希望する設備の更新ができない場合（市内で設備を取り扱う業者がない等）は、「業者選定理由書」とともに市外業者から取得した見積書を提出してください。

※ 補助対象経費の合計額が7万5千円未満の場合、対象となりません。

※ 交付決定日以降の発注時に有効な見積書が必要となります。

※ 審査時に、再提出を求める場合があります。

※ 設備更新費用が50万円（税抜）以上（工事費含む）のものについては、2社以上から見積書を取得し、より安価な発注先を選択してください。その際発注先として選択しなかった見積書（相見積書）も合わせて提出してください。

※ 高価な発注先で購入した場合でも、補助金額は安価な方の見積額より算出します。

※ 合理的な理由（他社で製造していない等）で相見積書を取得できない場合は、「業者選定理由書」を提出してください。

◆連続する3か月の「光熱費・燃料代」等の勘定科目を比較する帳簿

比較に用いた連続する3か月（基準月・比較月）の「光熱費・燃料代」を証する総勘定元帳または試算表等の写しを提出してください。

◆登記事項全部証明書（商業登記） ※発行から3か月以内のもの。法人のみ

◆直近の法人税確定申告書の写し ※法人のみ

◆直近の所得税確定申告書の写し ※個人事業主のみ

◆市税の納税証明書 ※令和6年度及び令和7年度分の全税目

◆住民票 ※発行から3か月以内のもの。個人事業主のみ

◆暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

◆消費エネルギー量削減の算定根拠となる資料

※仕様書やカタログ、設備比較証明書等。既存設備（現在使用しているもの）及び更新設備の両方について提出すること。

◆既存設備の状況が確認できるカラー写真

【添付書類一覧】

	必要書類	法人	個人事業主
1	見積書（経費の算定根拠となるもの） ※設備更新費用が 50 万円（税抜）以上の場合、2 社以上の 見積書（相見積書） ※有効期限内であることに留意	○	○
2	連続する 3 か月の「光熱費・燃料代等の勘定科目」を比較 する帳簿（写し） （該当月の総勘定元帳または試算表等）	○	○
3	登記事項全部証明書（商業登記） ※発行日から 3 か月以内のもの	○	
4	直近の法人税確定申告書（写し）	○	
5	直近の所得税確定申告書（写し）		○
6	市税納税証明書（未納がないことの証明） ※令和 6 年度及び令和 7 年度分の全税目	○	○
7	住民票 ※発行日から 3 か月以内のもの		○
8	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する 同意書	○	○
9	消費エネルギー量削減の算定根拠となる資料 （仕様書、カタログ、設備比較証明書等） ※既存設備及び更新設備の両方を提出	○	○
10	既存設備の状況が確認できるカラー写真	○	○

(4) 審査

市は補助金の交付決定を行うため、以下について提出された書類等を審査します。

- ① 補助金の交付が法令等で定めているところに違反していないか。
- ② 目的及び内容が本補助金の目的と照らし、適正であるか。
- ③ 申請金額の算定、対象設備は適正であるか。
- ④ 提出書類が適正であるか。

(5) 交付決定

(4)の審査において、適正と認められた申請者を随時交付決定とし、それら補助対象者へ交付決定通知書を送付します。

9 補助事業者の義務（遵守すべき事項）

補助事業者は、本事業の交付決定を受けた場合、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合または本事業を中止、廃止もしくは他に承継させようとする場合には、事前に市長の承認を得なければなりません。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して14日を経過した日または事業完了期限日（令和8年1月30日（金））のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 事業完了後においても、本事業に関係する調査等に協力しなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した設備等（以下、「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、取得財産管理台帳・取得財産明細書を備えるとともに、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数の期間（以下、「処分制限期間」という。）内において、適正に管理しなければなりません。

- (5) 取得財産のうち、取得価格の単価が50万円を超える機械器具及び備品等（以下、「処分制限財産」という。）を処分制限期間内に処分する必要があるときは、事前に市長の承認を得なければなりません。

また、処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を市へ納付することとなります。

- (6) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度（市の会計年度は4月～3月）の終了後5年間保存しなければなりません。

ただし、取得財産に関する書類については、処分制限期間内において保管しなければなりません。

（※）カタログ、仕様書、見積書、注文書の写し、契約書または注文請書、納品書、請求書、領収書等支払を証する書類および会計帳簿等

- (7) 本事業の確認のため、市が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

- (8) 補助金の支払いについては、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。
- (9) 国または自治体が助成する制度と重複して設備の更新等を行うことはできません。市において、補助事業者が同種または類似内容の事業によって助成金を受給する（予定を含む）事実を確認した場合、内容を精査し、本補助金の返還を求めます。

10 注意喚起

事業期間中及び補助金交付後において、以下に示すような補助事業者として不適切な行為が認められた場合は、補助事業者としての決定を取り消し、または補助金の返還を求めることとなりますのでご注意願います。

- (1) 対象設備が適正に導入されていない場合。
- (2) 販売金額に占める補助事業者の自己負担額を減額または無償とするような販売方法（補助事業者に実質的な還元が生じるもの）、あるいは、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為を行っていた場合。
- (3) 提出書類の改ざん、または虚偽の申請を行った場合。

11 事業に関する問い合わせ先

喜多方市 産業部 商工観光課（商工業・雇用・創業支援班）

電話：0241-24-5233 FAX：0241-25-7073

E-mail：syoukan@city.kitakata.fukushima.jp

URL：<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/syoukan/57222.html>



専用ホームページ QR コード